

中部大学合気道部規約

制定 1969（昭和 44）年 4 月 1 日

（名称）

第 1 条 本団体は、「中部大学合気道部」と称する。

（目的）

第 2 条 本団体は合気道を修練することによって和合の精神を養い、崇高なる人格を鍛成すること、相互の親睦融和を図ることを目的とする。

（活動）

第 3 条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第 4 条 第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 公益財団法人合気会が開催する大会及びこれに準ずる大会への参加
- (2) 合気道に関する、他大学学生及び他団体との交流
- (3) その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

（組織構成）

第 5 条 本団体は、中部大学の学生を構成員（以下「部員」という。）として組織する。

（役員）

第 6 条 本団体には役員として、主将 1 名、副主将 1~2 名及び会計 1 名を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

第 7 条 主将は、本団体を総理し、統括することを任務とする。

第 8 条 副主将は、主将を補佐することを任務とし、主将が不在のときはその任務を代行する。

第 9 条 会計は、帳簿の作成及び経理処理を行うことを任務とする。

第 10 条 次期役員は現役員の推薦により、選任する。

（顧問）

第 11 条 合気道部に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

（会計）

第 12 条 部員は活動のために、部費を納めるものとする。金額は別に定める。

第 13 条 会計年度は原則、4 月から翌年 3 月までとし、年に一度、部員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

（入部及び退部）

第 14 条 入部希望者は、主将にその旨を伝え、規約や規則等の説明を受け、入部願を提出する。

第 15 条 退部を希望する部員は、主将にその旨を伝え、退部願を提出する。

第 16 条 主将は退部を希望する部員に対して、速やかに手続きを行うものとする。また、役員である者が退部を希望する場合、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退部を認める。

(規約の変更)

第 17 条 規約の変更は、役員による会議を経た後、部員及び顧問の承認を得るものとする。

(事故防止の義務)

第 18 条 部員全員が事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

(罰則等)

第 19 条 以下の行為を行った部員は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- (1) 第 2 条の目的から外れた活動を行ったとき。
- (2) 役員が、任務を遂行しなかったとき。
- (3) 第 12 条に定める部費を納めなかつたとき。
- (4) 本団体の活動を著しく妨害したとき。
- (5) 部員が中部大学の定める諸規則に違反したとき、又は学生としての本分に反する行為があつたとき。

(規約以外の規則)

第 20 条 本団体で規約以外の規則を定めることができる。

附 則

本規約は、1969 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。